

平成24年3月19日
予防予第5号

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

体育館等に設置される誘導標識の取扱いについて（通知）

消防法施行令別表第1（7）項で規制される学校体育館、同表（15）項で規制される体育館のうち、消防法施行規則第5条の2に規定する普通階に設置する誘導標識については、当該施設の利用形態及び公共性を考慮し、次のとおり指導するものとする。

記

1 指導基準

普通階の体育館に設置される誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識を設置指導すること。ただし、任意に基づき誘導灯が設置される場合は、この限りでない。

2 留意事項

この通知の適用を受ける施設については、消防法施行令第26条第1項ただし書きの適用はしないものとする。

3 運用に伴う経過措置

本通知に基づく運用に際し、現に存する学校体育館等において任意に設置された誘導灯を撤去し、高輝度蓄光式誘導標識に変更したい旨の申し入れがあった場合は、所轄消防署と事前協議し必要な手続きをさせること。